

# 福岡県公報

平成二十二年十月二十日  
第三千七百七十四号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 (戸畑区)の項中

医療法人共愛会戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二丁目四番三二号
医療法人共愛会戸畑共立病院	〃 〃 沢見二丁目五番一号

戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二四三二
戸畑共立病院	〃 〃 沢見二五一

医療法人共愛会老人保健施設あやめの里	〃 〃 小芝二丁目四番一八号
--------------------	----------------

を

に、

を

改める。

介護老人保健施設あやめの里

〃 〃 小芝二四一八

に

福岡県選挙管理委員会告示第百四十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表福岡市西区の項中

市立千里集会所	〃 〃 大字千里四五一番六
---------	---------------

を

市立千里集会所	〃 〃 大字千里四五一番六
福岡市西部地域交流センター多目的ホール	〃 〃 大字女原六〇一番地一
福岡市西部地域交流センター第一会議室	〃 〃 大字女原六〇一番地一
福岡市西部地域交流センター第二会議室	〃 〃 大字女原六〇一番地一

に

改める。